

民主主義は、負けない。

記録：

懲罰動議をめぐる日本共産党仙台市議団のたたかい

2018 年 7 月 日本共産党仙台市議団

2018 年第 1 回定例会と第 2 回定例会にわたった懲罰動議をめぐる出来事は、仙台市議会の見識が問われ、民主主義が危機的状況にあることを全国にあらわにしたものです。日本共産党仙台市議団は、改めて「何が起きているのか」を振り返るとともに、市民の皆さんと力を合わせて「市民の役に立つまともな市議会」に変革していく決意です。

自民党・わたなべ拓議員（太白区）が行った日本共産党に対する誹謗中傷の質問

2018 年 2 月 27 日、第 1 回定例会の予算等審査特別委員会において、自由民主党 太白区選出のわたなべ拓議員が、日本共産党を誹謗中傷する質問を行いました。（参考 A 2/27 予算特別委員会議事録、動画① 問題の個所は 10 分以降）

わたなべ拓議員は 2016 年 3 月 22 日に安倍内閣が閣議決定した「答弁書」と公安調査庁の「見解」を引き合いに出し、日本共産党について「自由と民主主義の政体を暴力革命により転覆するような考え方」だとしたうえで質問を行っています。（参考 B）

この答弁書は「日本共産党は破壊活動防止法に基づく調査対象団体である」「暴力革命の方針に変更はない」としています。日本共産党は、閣議決定の当日に政府に対し厳重に抗議し答弁書の撤回を要求し、記者会見も開きました。（参考 C）

日本共産党は、綱領でも明らかにしている通り、言論と選挙を通じて議会で多数を占めて、国民・有権者ととともに一步一步、政治と社会を進歩前進させるという立場に立っています。破壊活動防止法の対象となる政党ではありません。

日本共産党は日本の政党で最も長い 96 年の歴史を持っています。1950 年から 55 年にかけて日本共産党中央委員会が解体され党が分裂した時代に、武力闘争路線が持ち込まれたことがあります。しかし、それは党が分裂した時期の一方の側の行動であって、1958 年の第 7 回党大会で党が統一を回復したさいに明確に批判され、否定された問題です。

日本共産党は戦前も戦後も、党として正規の機関で「暴力革命の方針」をとったことは一度もありません。歴史の事実を歪曲した攻撃は成り立ちません。

公安調査庁が破壊活動防止法に何の規定もない「調査対象団体」と日本共産党をとらえて

いること自体をやめるべきです。さらに、65 年間にわたって公安調査庁が莫大な税金をかけ「調査」しても、「破壊活動を行う恐れのある団体」として公安審査委員会に申請したことも一度もありません。このことは、公安調査庁自身が、日本共産党は適用申請すべき団体でないことを立証していると言えます。

仙台市議会では、昨年の第3回定例会において公明党の鈴木広康議員が、答弁書の内容を紹介して郡市長に日本共産党に対する認識を問いましたが、市長が「同党は一定の政治信条と政策を国民に提示して活動されているものでございます。国会あるいは地方議会に議席を有しており、政党助成の対象となっているなど、各種法律で政党として位置づけられている公の党、公党でございます。同党が反社会的な思想を持った団体に当たらないと私は考えております。」と答えると鈴木広康議員は「市長が言うのであれば反社会的な団体でないだろうなと」引き下がらざるを得ませんでした。(参考 D 2017 年 10 月 6 日決算特別委員会議事録、動画⑪ 問題箇所は 1 : 10 以降)

わたなべ拓議員の質疑は、政府「答弁書」よりさらに悪質

わたなべ拓議員は、水道に携わる外郭団体職員も、地方公務員と同様に欠格要件を適用すべきとの質疑を利用して、日本共産党への誹謗中傷をエスカレートさせています。

破防法の解散・活動規制団体として適用指定された団体の構成員などが欠格要件にあたることを市に答弁させた上で、それを「調査対象団体」と意図的に混同させる議論を行っています。先に述べたように、日本共産党は破防法適用団体でなく、解散や活動規制される団体でないにも関わらず、「調査対象団体」などとされていることをもって、反社会的属性のチェックに、日本共産党も入っているかのように議論を進めています。日本共産党員や支持者などは、公職から追放するという、戦前の治安維持法や、戦後の占領軍によるレッドパージと同様の考え方と言わざるを得ません。

さらに、「日本共産党は公安調査庁の調査対象団体でありますけれども、こうした点にしっかりと留意してですね。本市の外郭団体の職員の採用についても重々ご注意いただきたい」と職員の採用に当たって、思想・信条に踏み込むことまで求めていることは、きわめて重大です。日本国憲法の保障する思想・信条の自由を侵害するものです。

そもそも地方公務員の欠格条項にある「日本国憲法に基づく体制を破壊しようと企んだ者」との規定は、憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」が根拠です。もとより、大臣や国会議員をはじめとする公務員は憲法を守る義務が課されており、憲法の解釈を捻じ曲げ、それに憲法を合わせようとして、立憲主義を壊そうとする勢力こそ、十分考えるべきことです。

また、わたなべ拓議員は、日本共産党は暴力革命の党と決めつけたうえで、「自由と民主主義の政体を暴力革命により転覆するような考え」を市長がどう考えるかと何度も問い詰めています。前提自体が誤っている質問には答えられないのは当たり前です。市長が、前提

について認識が違う、「現に、政党政治をしっかりとやっていらっしゃる」と答弁すると「答えになっていない」と繰り返し見解を求めました。

わたなべ拓議員は「日本共産党を誹謗中傷する意図はなかった」などと言っていますが、市長の答弁に対して「共産党の擁護に徹するような消極的な答弁だった」と発言しています。このことからしても、日本共産党を誹謗中傷する意図があったことは明らかです。

市議会の自律的な是正が大切

本来、事実に基づかない質問や、他の議員や党派を侮辱する発言は、議会の品位を汚すものとして、議会が自律的に正していくべきものです。これまでも、こうした局面では、議事進行の動議が出され、議長や委員長の議事整理が行われたり、議事録から問題となる発言の削除や訂正がなされたりしてきました。しかし、この議会の自律的な機能がなかなか発揮されない状況、議会の民主的運営より多数を占める党派の利害が優先される状況が生まれています。

今回問題となった局面でも、公明党の小野寺利裕委員長と市民ファースト仙台の加藤けんいち副委員長による整理は、質疑者本人は、「公党である日本共産党を誹謗中傷する意図はなかった」とのことであり「誤解を招かないよう十分に配慮して発言いただくことも必要であり、質疑者本人に改めてその旨お話しした」というものでした。委員長整理の不十分点を指摘して再考を求める議事進行動議にも「解釈や受け止め方は人によってさまざまであり、委員会としては問題ないとした」と繰り返し述べるのみでした。（参考 E 3月2日、決算特別委員会議事録）

その後、議長からも委員長による再整理の求めがあり、私たちもその努力に期待をしました。しかし、残念ながら「再整理」も「（日本共産党は）自由と民主主義の政体を暴力的に転覆しようというのがごとき考えを持っている団体」との文言を、「（日本共産党は）暴力革命の可能性を否定しないような考えを持っている団体」と訂正する、などとする委員長案でした。この訂正で誹謗中傷がなくなった、事実に基づく発言になったなどと言えないことは明らかです。私たちは、議事録からの該当部分の削除を求めましたが、そうした対応は行われずに特別委員会は終了しました。

わたなべ拓議員にたいする懲罰動議

議会の自律的な是正の仕組みの一つとして、懲罰権があります。地方自治法と仙台市議会会議規則で定められたしくみです。議員に対する侮辱があった場合や、議会の品位の保持、議事進行の妨害などの理由を付し、定数の8分の1以上の連名で、議長に対して懲罰動議が出されると、懲罰委員会に付託され、本会議で採決に付されます。懲罰の種類は、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名の4種類です。陳謝と

は、議会の側が決めた陳謝文を本人に読み上げさせるというものです。(参考 F 地方自治法、市議会会議規則 懲罰関連抜粋)

議員への侮辱に対する懲罰を求めることで、少しでも現状の改善を進めたいとの考えで、事件のあった日から3日という期限内に7名の発議者（日本共産党市議団6名と社民党の相沢和紀議員）が連署して、わたなべ拓議員に対して戒告又は陳謝を求める懲罰動議を議長に提出しました。市議会の良識と品位を保つため、見過ごせない重大な問題と考えたからです。(参考 G わたなべ拓議員に対する懲罰動議)

懲罰特別委員会では日本共産党を侮辱する発言が繰り返された

わたなべ拓議員に対する懲罰動議の件は3月9日の本会議で上程され、同日開催の懲罰特別委員会に付託されました。(参考 I 3月9日、本会議議事録、動画②③④、参考 J 3月9日、懲罰特別委員会議事録)

本会議および懲罰特別委員会で、わたなべ拓議員は弁明を行いました。その中で「政党においては、破壊活動防止法に基づき解散を命じられたものは現時点では存在していないことは承知している。日本共産党が破防法に基づく解散団体などに直ちに該当するものではないとしても、暴力革命を必ずしも否定していない日本共産党の有する危険性については、政府も公式に認めるところだ。水道サービスという重要なインフラに従事する本市外郭団体職員採用に当たっては、公共の安全確保の観点から、暴力革命の可能性を必ずしも否定しないような団体及びその加入者に関連する危険性について、十分留意するよう促すことは公益にもかなうと考えるものだ。本質問は、欠格条項には直ちに該当しないとしても、公共の安全の確保の観点から、なお一定の団体並びに構成員に対する留意の必要性を指摘したものであり、破壊活動防止法上のいわゆる活動制限団体、解散団体と、公安調査庁の調査対象団体を意図的に混同させたとの指摘は全く当たらない」と述べました。

つまり、市職員採用にあたって欠格事項に該当する破防法の適用団体に日本共産党はあたらないと分かっているが、公安調査庁の調査対象団体であることのみをもって採用の際に留意することを求めたということです。この質問には何の法的根拠也没有ありません。

安倍内閣が閣議決定した答弁書でさえ、共産党員やその支持者の公務員採用に留意せよなどということは言っていません。それどころか厚生労働省は「公正な採用選考をめざして」というパンフレットで「本人の適性と能力のみを基準とした『公正な採用選考』を行うためには、本籍地や家族の職業などの本人に責任のない事項や、宗教や支持政党などの本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）など、本人が職務を遂行できるかどうかに関係のない事項を採用基準としないのは当然のことですが、それらの事項を応募用紙や面接などによって把握すること自体が、就職差別につながるおそれがあるということを十分認識する必要がある」として、支持政党や思想に関すること、労働組合、学生運動などの運動に関すること、購読新聞・愛読書などに関することなどの把握を行わないことは採用選考時

に配慮すべき事項として明記しています。

これは憲法第 19 条【思想及び良心の自由】、第 20 条【信教の自由】が保障する当然の権利であり、だからこそ安倍内閣はもちろん歴代政権も、共産党員が公務員や関連団体の職員になることに何ら法的制限を加えていません。

それなのに、懲罰委員会の中でわたなべ拓議員は、厚労省のパンフレットについて知っていると言いながら「精神的な自由というものは最大限保障されるべきものであるが、それは絶対不可侵ではないと、調整の余地があると、公共の観点から一定の制約を受ける場合があるということ」などと述べました。

わたなべ拓議員の主張は法的に何の根拠もない思想差別を仙台市に対して求めたものであり、憲法違反の主張です。議員も含め公務員は憲法尊重擁護の義務を負っていることから重大であり、議員の発言権の保障などという理由で認められる発言ではありません。

また、日本共産党のすげの直子議員が「(日本共産党が公安調査庁から) 調査はされていても、一度も破壊活動を行うおそれがある団体として適用もされたことはない、(綱領で示している通り) 暴力革命の方針もとっていない」と指摘すると、わたなべ拓議員は「日本共産党の有する潜在的な危険性を払拭したいのであれば、それは国政の場において政府に対して、共産党がみずから説明責任をしっかりと全うして…払拭していく努力をこそされるべきであって、一市議会議員の私は、その任にはない」などと言って開き直りました。国の見解を持ち出し予算案と関係のない質問をしておきながら、その見解について追及されれば、私は一市議会議員だから、それは国政でやるべきというのはあまりにもご都合主義的な発想です。そうであれば、そもそもそんな質問をすべきでは無かったと言わざるを得ません。

「敵の出方」論は、こじつけ

さらに、わたなべ拓議員は懲罰委員会の中でも繰り返し日本共産党を誹謗中傷しました。「敵の出方論」に象徴されるような、必ずしも暴力革命による我が国の政体、憲法秩序、そして政府の暴力的な転覆というものを全否定していないところに、その危険性の端緒があると。…すなわち、これはテロですよ。」「現状ですと…単に共産党員であったということが直ちに欠格条件には該当しない。したがって安全であるというのは、やはり早計なのかなと思う。例えば学生時代に何か過激な活動をしておって、最近ローンウルフ(※テロ組織との直接的な関わりがない個人(一匹狼)による自発的なテロ行為) なんていうテロの問題でよく出てくる概念があるが、何かそういう懸念のある活動をしていたとか、あるいは実績があったとか、その未遂行為があったであるとか、そういう情報に万が一接しているのであれば、そういった情報も参考にしつつ、総合的に判断してほしいという趣旨。」など、共産党員をテロリスト呼ばわりする発言がありました。公党を誹謗中傷する質問をしたとして出された懲罰動議に関する委員会で、さらなる誹謗中傷が行われたことは心外です。

「敵の出方論」をもちだして「暴力革命」の根拠とする議論が成り立たないことは、安倍

内閣の答弁書が引用している 1989 年 2 月の衆議院予算委員会での不破哲三議員の当時の石山公安調査庁長官への質疑で明らかになっています。

「選挙を通じて議会の多数を得て政権につく」というのが、日本共産党の綱領に明記した一貫した方針です。それも、単独政権ではなく民主的党派、各分野の団体、個人で作る勢力が、積極的に国会で多数をしめ民主的政権をつくることや、さしあたっての一致点で一致した政府の実現をも目指すという考えです。こうした政権が生まれようとした時、現在の権力の側がどのような対応に出るのかについて、考えるのは当然のことです。国会での質疑では二つの場合に分けて議論されています。一つは、民主的政権ができた後に、元の権力側が暴力的な行為にでる場合です。これについては、憲法に基づく政府の当然の権利として、力を持ってでも取り締まる。公安調査庁長官も当然だと認めています。もう一つは、民主的政権ができそうになった情勢のもとで、権力を持つ側が民主主義勢力を暴力的に破壊し、運動の発展に非平和的な障害を作り出そうとする場合です。日本共産党は、この場合にも、広範な民主的世論を結集してそのようなファッショ的攻撃を封じ込めることが当然の課題となることを、党大会で明記しています。

日本共産党が、かつての一連の決定で「敵の出方」を警戒する必要性を強調していたのは、反動勢力を政治的に包囲して、あれこれの暴力的策動を未然に防止し、社会進歩の事業を平和的な道で進めるためであって、これをもって「暴力革命」の根拠とするのはこじつけであり成り立ちません。

懲罰委員会の議論を通じて、わたなべ拓議員が事実に基づかない質問によって日本共産党を誹謗中傷したということが改めて明らかになったものと考えています。

わたなべ拓議員に対する懲罰動議は反対多数で否決

懲罰委員会では、動議提出者の花木則彰議員への質疑、わたなべ拓議員の弁明に対する質疑ののち、採決を行いました。採決の際、社民党の小山勇朗議員から賛成討論が、自民党の橋本啓一議員から反対討論があり、起立採決の結果、わたなべ拓議員に対する懲罰動議は反対多数で否決されました。続く 3 月 14 日に行われた本会議では、懲罰特別委員長の委員会報告ののち、採決が行われ、自民党、公明党、市民ファースト仙台、みどりの会などの反対多数で否決されました。(参考 K 3 月 14 日、本会議議事録、動画⑨)

わたなべ拓議員が行った質問は公党たる日本共産党を誹謗中傷するものでした。それに対する懲罰動議を否決することは、仙台市議会として公党や議員を侮辱する質問をしても問題ないと判断したということになってしまいます。

議会には、いろいろな考えの議員がいて当然です。市政に関わる課題に対して、それぞれの立場から当局を質すとともに、議員相互にも誠実に議論を重ねて市民にとって最良の方向が選べるように力を尽くすことが本来の私たちの仕事だと思います。

しかし、議会は何でも発言してよい場所ではありません。会議規則に則って議論すること、

事実に基づかない議論はしないこと、他の議員や当局、団体や個人を誹謗中傷することはしないこと、議会の品位を汚すことはしないなど、当たり前のルールをは守られなければ、「自由な言論の場」とはなりません。多数派を占めていれば、どんな発言も許されるというのは、議会の品位を失うことだと考えます。

市議会は一人一人の議員が市民から負託を受けて選出されています。その議員を侮辱したり誹謗中傷したりすることは、ひいては市民に対する誹謗中傷とも言えます。

日本共産党仙台市議団は、そうした卑劣な行為を許さず、断固抗議するものです。

花木則彰議員への懲罰動議

自由民主党 太白区選出わたなべ拓議員への懲罰動議が出されたのち、自由民主党・菊地崇良議員を筆頭に、自由民主党・鈴木勇治 跡部薫 橋本啓一 渡辺博 加藤和彦 屋代美香 菅原正和 高橋卓誠、公明党・鈴木広康、市民ファースト仙台・安孫子雅浩、計11名の議員が発議者となり、日本共産党の花木則彰議員に陳謝を求める懲罰動議が提出されました。

理由は「平成30年2月27日の予算等審査特別委員会における、太白区選出のわたなべ拓委員の質疑中において、花木則彰委員により、質疑者を侮辱する行為が行われた。

わたなべ拓委員の質疑中、花木則彰委員は、質疑を妨げるような形で議事進行による動議により発言を求め、わたなべ拓委員の質疑について、「予算の委員会の質疑に関係ない」と断定して、質疑をやめさせるよう委員長に求めた。

また、わたなべ拓委員の質疑中に連続して、大声で野次を飛ばし続け、質疑の進行に対する妨害を行った。

これらのことは、質疑者を侮辱する行為であるとともに、議論の場である議会における言論の封殺にもつながりかねないものである。

よって、花木則彰さんに対して陳謝を求め、懲罰動議を提出するものである」というものでした。(参考 H 花木議員への懲罰動議、参考 I 再掲 3月9日、本会議議事録、動画⑤⑥⑦⑧)

3月14日まで開かれた第一回定例会では継続審査になり、6月8日17時からこの懲罰動議を審査する懲罰特別委員会が開かれました。(参考 6月8日から9日懲罰特別委員会議事録)

質疑を妨害した事実はない

懲罰を科す理由のひとつ目は、「質疑を妨げるような形で議事進行による動議により発言を求めた」ことを挙げています。

議会での議事進行動議の意思表示は、議長に対する要望等で、ただちに処理する必要があ

るという原則のもとで議員がおこなうものです。議会事務局から示された資料にも議事進行動議の発言は「審議の各段階を通じて行われる性格であり、予測することができない」と記されています。また、「他の議員の発言中に議事進行に関する発言がある時は、他の議員の発言および答弁が全て終わった後に許可することが適当」との記載もありますが、これは議長や委員長がどのタイミングで許可するのが適当かを記しているものであり、いずれにしても、他の議員の発言中に議事進行動議の発言はありうるという前提に立っています。

今回、わたなべ拓議員は、日本共産党は反社会的団体との前提で、外郭団体等の職員採用についてチェックせよと質問しました。その後、日本共産党について、暴力革命の考え方を持つ団体であるという前提に立って、郡市長に「暴力革命により転覆するような考え方」について質問しました。市長が「日本共産党については、現に政党政治をしっかりとやっていらっしやると認識している」と答弁すると、「答えになっていない」とのべ、同じ質問を重ねました。この繰り返しの質問の際に花木議員は「委員長、議事進行」と意思表示を行いました。この繰り返しの質問は、コンマ1秒も停まっておらず、何の妨げもなく進んでいる事は、録画でも音声データでも確認できます。(動画①)

質問者が着席したのち、花木議員は委員長の指名を受けて議事進行の内容を説明しました。議会のルールに従って、委員長の許可のもとで発言をしたものです。そののち、宮城野区選出の渡辺博議員が議事進行をかけ、「質問の途中で議事進行を認めた」かのように発言し、委員長に見解を求めました。そのため委員長は「質疑を続けて下さい」と促しましたが、質問者であるわたなべ拓議員は、先に述べた質問と全く同じ内容の質問を繰り返したただけでした。花木議員の議事進行動議の意思表示によっても、その発言によっても、そして委員長によってさえも、わたなべ拓議員の質疑はさえぎられていなかったということです。

これまでの市議会の運営の中で、質問途中で議事進行の発言が許可された例はあります。こうした場合議事録は、質問者の発言の最後の部分が「・・・」と表記され途切れた形になっています。質疑の途中で妨げられたとするならば、議事録上もそういう表記になるはずですが、今回の議事録では、わたなべ議員の発言は「この点について、しっかりお答えいただきたい」と最後まで完結され、そのあとに花木議員が議事進行の内容について説明する発言を行っている流れになっており、議事録上も質疑が妨げられたなどということはなかったことが確認できます。(参考 L 2月27日予算等審査特別委員会議事録)

懲罰特別委員会の中で、この理由が成り立たなくなった途端に、提出者や賛同する委員が持ち出したのが「花木議員が行なった議事進行で、わたなべ議員が心中に圧迫を受け、動揺したと聞いている」「苦痛を味わった場合にはそれはいじめと認定するもの。当事者がとても嫌な思いをし、怖かったと。このことに対して推し量るべき」などという言い分でした。「内心と見た目は一致しない」などという主張は、懲罰理由の事実があったかどうかの検証に値しない議論です。

また、「議事進行に動揺し、質問の言いたいことをすべていうことが出来ず、発言が封じられた」とも主張しました。わたなべ議員の質問内容については、前段で述べていますが、

そうであるならば、予算特別委員会の中で、わたなべ議員が言いたくて封じられてしまった発言内容はどのようなものだったのか、明らかにしなければなりません。

懲罰の理由は、ことごとく崩れた

提出者が懲罰理由の二つ目に挙げたのは、「予算の質疑に関係ないと断定して、質疑をやめるように委員長に求めた」という点です。花木議員は、わたなべ議員の質問が日本共産党に対する誹謗中傷にあたるとして、その質問が繰り返し行われた段階で「予算審査に関係が無いということで整理をしていただきたい」と、委員長に申し出た議事進行です。

仙台市議会のこれまでの歴史の中で、様々な場面で議員各々が「議事進行動議」の意思表示をすることは幾度もありました。質問と答弁の間に、その質問内容を疑問視した議事進行は、議事録からいくつも確認することができます。

2008年の公営企業委員会で、当時の日本共産党の福島かずえ議員の質疑の途中、公明党の笠原哲議員が「予算案なので、委員長にも再度申し上げますが、やめていただきたいと思います」と同じ内容の発言もされています。

現に、懲罰特別委員会のなかでも、各委員から旺盛な議事進行が行なわれていました。その内容も「質問の中身について、不毛な議論になりつつあると思うが、委員長の考えを確認したい」などというものでありました。

委員会の中で、花木議員のおこなった議事進行動議のどこが問題なのか、提出者は答えることが出来ず、「その当時の議員の判断」と答えています。その時々多数派が自分たちのその時の判断で「問題だ」と主張すれば、議員に懲罰を科すことが出来るなどということになれば、議会の積み上げられてきた慣例もルールもないに等しく、こうしたことこそが物言えぬ議会、言論封殺につながってしまいます。

三点目は、「花木議員がわたなべ議員の質疑中に、連続して、大声で野次を飛ばし続け、質疑の進行に対する妨害を行った」という点です。懲罰委員会の中では、2月27日の予算等審査特別委員会の録画と、菊地提出者自らが当時の状況により近似したものと言って、公文書開示請求のもと入手したというICレコーダーの音声データを、傍聴者も含めて視聴しました。どちらからも、花木議員の野次が連続して大声で行われていたということは確認できませんでした。議会の品位を汚したり、誹謗中傷にあたるような野次や不規則発言はあってはならないのは当然です。そうした場合や、議長や委員長の再三の注意にも従わない場合などには、懲罰という形で議会としては是正を求めることはあり得るのですが、花木議員に対して、委員長から一度の注意すらありませんでした。

花木議員に対して懲罰を科さなければならなかったとした理由は、ことごとくその根拠が崩れ去りました。

ところが、菊地崇良筆頭提出者は、理由が成り立たなくなると、提出理由にないものを委員会の中で主張しました。「花木議員の冒頭からの野次が起因となってあの喧噪状態を惹起

させた」「花木議員がその中核的な発言をした」「一連の質疑の中で、心的圧迫、空気圧を感じた」などと述べ、花木議員以外の与野党全ての会派の議員の不規則発言もすべて花木則彰議員が原因とするような発言がされました。

さらには、「花木議員のかつての野次の一般的傾向も含めて判断した」「昨今の議場における野次の連続、頻発を含めて最近の環境が悪化したこと、その頂点が 2 月 27 日であった」「ここ数カ月の議会は非常に喧騒な状態が続いていた」など、2 月 27 日以外のことまでその理由に持ち出しました。

懲罰動議は「事件のあった日から 3 日以内に提出されなければならない」とされているように、どの事件に対する懲罰なのかは、必要要件です。それを全く踏まえない主張を委員会で展開したのです。提出者本人が「共産党の花木議員を含む野次には最近多くの議員たちが懸念を持っていた。このままでは逆に健全な議論ができない、むしろ言論封殺の萌芽になるといったことから今回の動議が提出されている」と述べた通り、理由はどうあれ、日本共産党や花木議員に対して懲罰を科すことが目的となっていたことは明らかです。

不透明な動議提出の経過

議会が市民の負託を受けている議員に対して懲罰動議を提出することは、その身分に関わるものであり、大変重いものです。そしてその審査を行なうということは、慎重の上にも慎重さが求められるものです。

懲罰特別委員会の中で、11 人の筆頭提出者として答弁に立った菊地崇良議員は、例えば懲罰動議を誰が、いつ提出したのかという問いに対して「組織には役割分担がある。議事課に時間を確認するもの、あるいは今回の動議の内容について分析を深めてそれを準備するもの、あるいは、他会派や賛同者たちと合意形成をとるために動くもの、またいろいろな規則等を読み込むもの、多々でございます。私は分析をする役割を担っておりました。いわゆる組織として共同して持って行ったのは間違いございません。私は分析を担当しておったわけですから、誰がどの時点かは記憶にない」などと述べて、明言を避け続けました。組織に役割分担があったとしても、その情報が共有されていなければ組織の体をなしていないと言わざるを得ません。まして、筆頭提出者として、懲罰特別委員会で答弁に立つことを承知していながら、このような初歩的なことすら把握せずに答弁に立つなど、議会を軽視した非常に不誠実な姿勢でした。

また、花木議員への懲罰動議が出された経過については、疑問が残されたままです。懲罰動議の提出期限である 3 月 1 日は、予算等審査特別委員会が 17 時過ぎまで開催されていました。日本共産党と社民党の共同で花木議員が筆頭となったわたなべ拓議員への懲罰動議については、当時の議会事務局議事課長から、提出期限は「3 日後の 17 時まで」と聞いていたことから、予算等審査特別委員会の閉会を待っては期限に間に合わない判断し、やむを得ず 16 時 45 分ごろ花木議員が委員会を中座し、議会事務局秘書係に提出しました。

委員会終了後、私たちが提出した懲罰動議以外に、出されたものがあるのかどうか議事課長に確認を求めました。しかし、しばらく議事課長の不在が告げられるのみで、返事があったのは 18 時半をまわった頃でした。花木議員に対する懲罰動議が出されていることと合わせて、提出期限は 17 時までではなく、3 日目の 24 時までであったことについて、私たちに對して間違った認識で伝えたことへの謝罪がありました。

菊地崇良提出者の答弁によると、「いつ、だれが」は明らかにしなかったものの、花木議員への懲罰動議は「議会終了後、すみやかに賛同人をつどい、その後署名を図って提出した」ということでした。一方で、私たちが議事課を通じ、当時の議事課長に確認した内容は「17 時過ぎに議長から『懲罰動議がある』と言われ、19 時頃に、自民党会派の鈴木勇治会長から文書を受け取った」というものでした。17 時過ぎに斎藤範夫議長が「ある」と言っていたものと、鈴木勇治議員が 19 時に提出した文書と 2 つあったのか、それとも議長が一旦自民党に差し戻したのか、という問いに対して、菊地議員は「細部についてプロセスの細かい時間については記憶にない。それが今の主要な議論になるとは思えないので、質問を精査して頂きたい」「わたしにはわかりません」という答弁に終始しました。いつだれが提出したのか分からない上に、その動議がどのように扱われていたのかにも注意を払わないという軽々しい扱いです。

このようにして提出され、懲罰委員会の深夜にまでわたる議論の中で、理由とする根拠も全て失った花木則彰議員への懲罰動議でしたが、日をまたいだ 6 月 9 日午前 1 時過ぎに、委員会での採決がはかられ、自由民主党、公明党、市民ファースト仙台の委員 6 名が賛成、日本共産党、社民党、アムニティ仙台の委員 3 名が反対し、可決させられました。

そして、「去る 2 月 27 日の予算等審査特別委員会における、太白区選出のわたなべ拓委員の質疑中、私が行なった議事進行の発言や大声による不規則発言が、委員の質疑を妨げましたことは、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責に顧みて、まことに申しわけないことであります。深く反省するとともに、今後、このようなことがないよう、ここに誠意を披歴して、衷心から陳謝いたします」という陳謝文案が示されました。現在の議員数が 52 名の仙台市議会において、この懲罰特別委員会の委員 11 人に、花木議員への懲罰動議の発議者が菊地崇良議員を含め 5 名含まれていたことも書き加えておきます。

共産、社民、アムニティ仙台が断固として反対

委員会審査を終えた懲罰動議は、6 月 13 日 13 時からの本会議でその内容が報告されました。花木則彰議員が弁明の発言を行ないました。

以下一部引用です。「私への懲罰動議が無修正で可決され、事実認定されない事柄への陳謝文まで決めてしまったことに、本市議会の民主主義の危機を感じざるを得ません。理由が成り立たなくとも多数を頼んで懲罰を科す、これが議会の品位を汚すことになると思えないのか。少なくとも、賛成をする議員には、何が私に懲罰を科すべき理由なのか討論

で明らかにしていただくことを希望します。

これが最後の弁明の機会です。この後の採決で、懲罰動議を多数で可決すれば、懲罰委員会で決定された陳謝文を私に読み上げさせることができます。しかし、今まで述べてきたように、「懲罰を受け謝罪をするべき内容は全くない」と考えている私の内心を変えることはできないことを、はっきりと申し述べて発言とします」という内容でした。

そののち討論となり、日本共産党仙台市議団のふるくぼ和子議員が反対討論にたち、公明党仙台市議団の佐藤幸雄議員が「花木則彰議員の一連の行為は、質疑者を動揺させ、議会において保障されている自由な議論を抑制しかねないものであります。したがって、今回の行動について反省を求める」と、懲罰動議への賛成討論をおこないました。

続いて、社民党仙台市議団の相沢和紀議員が「花木議員の議事進行発言、その後の委員長による指名を受けての発言、さらには野次についても何ら問題があったようには思えませんでした。このことは懲罰委員の質疑によっても明らかです。」「提出者は、混乱や威嚇的な発言があったと主張していますが、予算等審査特別委員長からの注意などの発言はありませんでした。」「正当な議会運営や発言について、議会における数の力を持って白を黒とするようなことは断じて許すことはできません。そして、仙台市議会の歴史に重大な汚点を残すことになる。」と反対討論。

さらに、アムニティ仙台の村上かずひこ議員が「今まで、過去に幾度となく発言された議事進行、不規則発言と一体どこが違うのか、差異は全く確認できませんでした。提出者に根本的なこの点について確認しましたところ、懲罰動議にかけるべき案件だという明確な違いは示されませんでした。昭和 24 年からこの懲罰動議が採択されていないそうであります。なぜなかったのか。いろいろなことが起こったにもかかわらず、先達の歴代議長、副議長のご努力と調整による結果のたまものと思われまます。円滑な議会運営を図るのが議長・副議長の重要な役割ではないでしょうか。この点についても確認したところ、議長・副議長による取り下げの調整はなかったということです。大変残念なことを感じます。ちょっと気に入らなければ理由をつけて懲罰をかける。とても民主主義国家で起きていることとは思えません。

今後、議事進行、不規則発言は懲罰特別委員会で諮れることになれば、まさに閉ざされた議会となることを全国に露呈するとともに、禍根を残す重大な事例を残すことになると思います」と、反対討論をおこないました。

議会制民主主義を壊してはならないと、社民党仙台市議団、アムニティ仙台の会派の皆さんが最後までともに奮闘してくれたことは、仙台市議会の中に良識があることが示されたものと感じています。

採決の結果、自由民主党、公明党、市民ファースト仙台、みどりの会の計 35 人の議員が、花木則彰議員に陳謝の懲罰を科すことに賛成し、議長の宣告を受け、花木議員は「陳謝文」を読み上げました。（この際、社民党、アムニティ仙台は抗議の退場）

（参考 M 6 月 13 日、本会議議事録、動画⑩）

民主主義は、負けない

議会の予算を審査する委員会の中で露骨な反共攻撃をおこない、市の職員や外郭団体の職員の採用に思想信条による差別を持ち込めという重大かつ乱暴な議論を野放しにする自民・公明とその補完勢力が多数を占めている現在の仙台市議会です。また、自身の政治立場に関わらず、議会の民主的運営に力を尽くすべき議長が役割を果たさず、事態を悪化させています。そして、結局、昭和 24 年から 70 年近く実施されてこなかった議員に対する懲罰を、理由となる事実認定も出来ないまま数で押し通すという暴挙です。この重大な事柄に、自民党・公明党会派の中に疑問を感じる議員もいない、日本共産党、社民党、アメニティ仙台以外の会派の議員がそろって賛成する姿は、民主主義ではなく全体主義に走る議会を連想させるものでした。仙台市議会の歴史に大きな汚点を残す結果となりました。

2つの懲罰動議が議会に上程された3月2日以降、深夜まで及んだ懲罰特別委員会をはじめ、多くの市民の方々が議会を傍聴され、とりわけ6月13日の本会議は、傍聴席に入りきれないほどの市民がその推移を見届けようとかけつけました。

このことを「仙台市議会 やじで質疑妨害の共産市議に初の懲罰」との見出しで報じたを打った地元紙には投書や意見も相次ぎました。、弁護士団体や市民団体も、議会制民主主義の危機として問題視し、検証の集会や、議会への抗議や申し入れが行なわれています。

議会の中で、民主主義が貫かれる運営となるよう他会派の方々とも力を合わせいっそう奮闘するとともに、市民の役に立つまともな市議会をと願う広範な市民の皆さんと手をつないで、議会の転換をはかるために全力を尽くす決意です。